



〒 540-0026
大阪市中央区内本町二丁目4番7号
大阪U2ビル 4階
ビューローベリタスジャパン株式会社
政府指定検査・国際貿易検査部門
TEL (06) 4790-7035
FAX (06) 4790-7060

輸 出 者 各 位

2020年2月

スリランカ向け中古車輛に対する船積前検査のご案内

拝啓、

貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、スリランカ国、Ministry of Finance & Planningの承認を受けておりますビューローベリタスのスリランカ国向け中古車輛の船積前検査サービスのご案内申し上げます。

船積前検査証明書はスリランカ国が規定する品質基準を満たす車輛に対してのみ発行されますので検査のお申し込みの際しましては以下の規定を確認の上検査申請書を作成、お申し込みいただけますようお願い申し上げます。

規定の概要と品質規定：

1. ビューローベリタスは2007年2月22日付けスリランカ国MOFPからAuthorized Inspectorの承認を受けています。
2. 検査の申し込みは次に掲げるビューローベリタス指定の申し込み用紙を作成いただき提出いただきます。

下記の弊社指定の用紙は、EXCEL Fileにてお送りします。

(A) Request For VIS(ITD) Inspection

(B) VEHICLE LIST (Chassis no, Type vehicle, commonly called name, Color は必ず記入ください。)

(C) 輸出予定届出証明書 (Export Certificate)

まずはコピーを送付ください。

※検査申請が完了した後、原本を送付ください。ご提出頂きました原本は実際検査された車輛と同じである事を確認し、表裏両面に弊社の社印を押し、宅急便にて返送致します。

(返送料金は輸出者殿の負担となります。)

(D) 検査請求書先の会社名、郵便番号、電話番号、住所の記載された名刺 (初回のみ)

3. 検査日 及び 検査場所

必要書類は、輸出者殿が希望される検査日の5稼働日前までに揃うようにご提出ください。申請書の最終締め切り日は検査希望日の前営業日の朝9時ですので、それ以降に到着した申し込みについては受け付けませんのでご注意ください。ご希望の日時に検査員の手配が不可能な場合は他の日時に変更のお願いをする場合もございますので予めご了承のほどお願いいたします。

再検査受付不可の検査を申し込みされ検査した後でも受け付け不可の車両の検査証の発行はできません。この場合にも、検査料金は請求させていただきます。再検査の場合は別途再検査車両のみで申請ください。再検査の申告がない場合は正規料金の請求になりますので、ご注意ください。



〒 540-0026
大阪市中央区内本町二丁目4番7号
大阪U2ビル 4階
ビューローベリタスジャパン株式会社
政府指定検査・国際貿易検査部門
TEL (06) 4790-7035
FAX (06) 4790-7060

検査を受領いたしましたら、弊社発行の検査番号をお知らせいたしますので、必ず番号が発行されていることを御確認いただき、検査問い合わせ等にご使用ください。検査番号のお知らせがない場合は検査受領されておられませんので、大阪事務所担当者までお問い合わせください。

船積直前の車輛の状況を確認する為に、検査は積荷港で午前9時から午後4時までの間に検査を行うことを原則とします。立会者がいない場合には検査対象車輛が検査員に分かり易いように予め最大限の工夫をお願いします。その場合、車輛のキーは必ず当該車輛に付けておいて下さい。立会者の有無に関わらず、弊社検査員はエンジンをかけて必要な機能を確認することがありますので予めご了承ください。検査場所にも弊社の検査がある事をお知らせください。

尚、検査当日、弊社検査員は検査対象車輛を探したり検査対象車輛の到着を待つのは30分間を限度とさせていただきます。また待ち時間等にかかった料金を別途請求いたしますのでご注意ください。（状況により待機ができない場合もあります。）

4. 検査方法

- (A) 検査に必要な書類のチェックを行います。抹消登録証明書原本は弊社にて押印後、両面コピーを保管します。
- (B) 証明書への記載が要求されている事項につきましては、先ず輸出者殿から実車の状況を申告して頂き、それに基づいて弊社検査員が確認を行うことを原則とします。
- (C) Good Running Conditionであるか否か等は弊社検査員が判断致します。たとえ書類上には問題がなくても、弊社の検査の時点でエンジンが起動しなかったり事故の形跡が認められたり、あるいは弊社の品質規定外の車両、安全走行に悪影響を及ぼすと考えられる欠陥が発見された場合には合格とは判定されません。

5. 検査証明書の発行

- (A) 検査に合格した車輛に対してのみ検査証明書を発行いたします。万一、不合格となり手直しができない車輛の検査についても規定の検査料金を請求させていただきます。
- (B) Date of Bill of Ladingより2ヶ月以上前に検査された検査証明書は無効となります。また、検査証明書の発行・発送は、抹消原本の到着/ご入金遅れにより検査日より2ヶ月を経過した場合できなくなりますので、ご注意ください。
- (C) 当該車両が盗まれたものではないことを証明する書類も必要になりますので、検査証明書に所定の文言を挿入し、併せて、輸出者殿から提出された輸出予定届出証明書の原本の表裏両面に弊社の社印を押してお返しします。
- (D) 請求書が届きましたら検査料金をお振込みいただき、振込み明細書をFAXしてください。振込み明細書を確認後検査証明書を発送いたします。
- (E) 再発行につきましては、1台につき再発行手数料3,000円～5,000円をご負担いただきます。抹消延長による抹消の再製本につきましては別途1,000円かかります。
- (F) 再発行につきましては、不要になった検査証を返却いただいた後発行いたします。未使用の検査証については必ず返却いただきますようお願いいたします。



〒 540-0026
大阪市中央区内本町二丁目4番7号
大阪U2ビル 4階
ビューローベリタスジャパン株式会社
政府指定検査・国際貿易検査部門
TEL (06) 4790-7035
FAX (06) 4790-7060

中古車輛の品質規定：

- (A) 輸出しようとする車輛は日本国内において製造されたもので、盗品等では無いことの証明が必要になります。右ハンドルに限る。
- (B) エンジン、足回り等良好な運転が可能な状態に保たれていること。
- (C) エンジンルーム、下回りとも洗浄されていること。
- (D) バッテリー、エアクリナー、潤滑油、フィルターとも新品であること。
- (E) 内装、外装とも損傷のないこと。アルミテープによる補修は認められません。
- (F) 錆、裂傷、亀裂などが無い事。
- (G) スクラッチ等のキズも同色で良好なタッチアップが施されていること。
- (H) 車体の色は、同色であること。（修理による、部位の付け替えの場合は車体と同色に塗装してください。）
- (I) フロントガラス、ミラーはキズや割れなどが無く、運転者の視界を妨げないこと。
- (J) 外装は清掃されており、室内は清潔に保たれていること。
- (K) 走行距離計の読みが輸出予定届出証明書に記載されている走行距離と著しく異なっていたり、距離数が減っている場合には、書類の提出が必要となる場合があります。また、距離計の不正操作が疑われる場合には、不合格となり、再検査の申し込みも受け付けられません。
- (L) 冠水の疑いが確認された車両は不合格となり、再検査の申し込みも受け付けられません。
- (M) 電装品、電子燃料噴射制御などのコンピュータシステムが正常に稼働できる状態であること。
- (N) タイヤトレッドは75%以上であること。
- (O) スペアタイヤ、フロアマット、工具等の標準装備品が揃っていること。
- (P) 標準装備品がすべて正常であること。（アンテナ折れ、格納できない場合も不合格となります。）
- (Q) 積載物がないこと。

検査料金：

- ・ 検査料金は輸出者殿のご負担となります。

(Shipper have to pay our inspection fee soon when received the invoice)

- ・ 1台あたりの検査料金は 12,000円+TAX となります。

但し、

- A) 検査場所は当該車両の積荷港とします。
- B) 上記料金の他に輸出予定登録証の発送代（1,000円+TAX）が加算されます。
*輸出予定届出証明書が午後に弊社に到着した場合には当日返送はできませんので、**午前着**にて手配ください。
- C) 上記の料金は検査が横浜港、名古屋港（弥富市東海市周辺除く）、又は、神戸港で行われる場合の、弊社の検査料金を含めた金額です。
大阪港(含堺泉北) 4台以下5,000円、神奈川県川崎港と愛知県弥富市3台以下3,000円とし、それ以外の港および内陸上屋、ヤード等での検査希望の場合には交通経費を請求いたします。また、5台以上の申し込みで受付いたします。（但し検査が混雑する時期の出張はできませんので都度問い合わせください。）
- D) 不合格になった場合でも、規定の検査料金をいただきます。
- E) 再検査は、7,500円+TAXを請求いたします。
- F) 緊急手配を要する場合、規定の検査時間以外に弊社の都合以外の要因により時間を要した場合にも必要な料金を請求させていただきます。（未搬入の場合などの到着待ちに時間など。料金につきましては、交通経費などを含めた金額を都度計算しますので、お問い合わせください。）



〒 540-0026
大阪市中央区内本町二丁目4番7号
大阪U2ビル 4階
ビューローベリタスジャパン株式会社
政府指定検査・国際貿易検査部門
TEL (06) 4790-7035
FAX (06) 4790-7060

検査のお申し込み：

検査は弊社政府指定検査・国際貿易検査部門（Government Services & International Trade Division）にお申し込み下さい。再検査の車両がある場合は再検査分のみ別途申込みください。

提出書類 下記3点が揃った後、申請を受け付けます。

1. REQUEST FOR ITD INSPECTION
2. VEHICLE LIST
3. Copy of Export Certificate

まずはコピーを送付ください。

※検査申請が完了した後、原本を送付ください。ご提出頂きました原本は実際検査された車輛と同じである事を確認し、表裏両面に弊社の社印を押し、宅急便にて返送致します。（返送料金は輸出者殿の負担となります。）

ご注意事項：

1. 検査対象車輛は可能な限り1箇所に集め、他の車輛と識別し易いように事前に準備下さい。
2. 標準装備品以外の貨物は排除をお願いいたします。
3. 検査員はエンジンを起動させて作動検査を実施します。バッテリーにもご注意ください。バッテリー不足によりエンジンが作動しない場合も不合格となります。
4. 検査員は各車輛ごとに数枚の写真を撮ります。

敬具

ビューローベリタスジャパン株式会社
政府指定検査・国際貿易検査部門